

一般社団法人 Clayteam 謝金等に関する規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人 Clayteam（以下「当法人」という）が、理事、講師、外部協力者等に対して支払う謝金、報酬、交通費等の取扱いについて定め、適正かつ透明な運営を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当法人が主催または共催する事業、会議、講演、委員会活動等において、業務を遂行した者に対して適用する。

第3条（謝金の区分）

謝金は、以下の区分により支払うものとする。

1. 講師謝金：セミナー、講演会等において講師を務めた者に支払う。
2. 審査員謝金：標準化の審査員を務めた者に支払う。
3. 講師補助：講師の補助を行った者に支払う。
4. 運営補助：セミナー、講演会等において映像配信作業、受付等軽作業を行った者に支払う。

第4条（謝金の額）

謝金の額は、業務の内容、所要時間、専門性等を勘案し、別表のとおり定める。所得税法に基づき源泉徴収を行う。

第5条（交通費・宿泊費）

業務遂行に伴い発生した交通費・宿泊費は、実費相当額を支給する。公共交通機関の最短経路の普通運賃の他は原則として領収書の提出を要する。

- 公共交通機関：最短経路の普通運賃
- 宿泊費：上限 15,000 円／泊

第6条（支払方法）

謝金等は、原則として業務完了後、請求書または所定の支払申請書に基づき、銀行振込により支払う。

第7条（例外的取扱い）

特別な事情により本規程に定める額を超える謝金等を支払う場合は、理事会の事前承認を

要する。

第 8 条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

本規程は、2025 年 9 月 18 日より施行する。

[別表]

項目	基準単価	上限
講演(教授あるいは教授相当)	50,000 円/回	
講演(准教授あるいは准教授相当)	40,000円 /回	
講演(講師あるいは講師相当)	30,000円 /回	
講演(助教あるいは助教相当)	20,000円 /回	
標準化に関わる書類・ヒアリング審査	20,000 円 /件/年*	
標準化に関わる現地審査	20,000円 /日	
講師補助	3,000 円/時間	12,000 円/回
運営補助 (映像配信作業)	4,000 円/時間	32,000 円/日
運営補助 (受付等軽作業)	2,000 円/時間	16,000 円/日

*審査が一件であったとしても二年間にわたる場合は、一年毎 20,000 円とする。